

第8次静岡県保健医療計画の策定

1 第7次静岡県保健医療計画（現行計画）の概要

計 画 期 間	平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間。平成 30 年度からは 6 年間。
2 次保健医療圏	入院医療の提供体制を確保するための一体の区域（県下 8 医療圏）
基 準 病 床 数	病床整備の上限値 療養病床及び一般病床 28,623 床（8 圏域） 精神病床 6,128 床（県全圏域） 結核病床 103 床（県全圏域） 感染症病床 48 床（県全圏域）
医療連携体制の構築	7 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、喘息、肝炎、精神疾患） 5 事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む）） 在宅医療（在宅医療の体制整備、在宅歯科医療の体制整備、薬局の役割、リハビリテーション）
圏 域 別 計 画	医療資源や住民の健康状態等は圏域ごとに実状が異なることから、地域の状況に応じて、7 疾病 5 事業及び在宅医療に関する圏域別の計画を策定。
そ の 他	団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向けた取組 医療機関の機能分担と相互連携 地域包括ケアシステムの構築 ほか

2 第8次静岡県保健医療計画（次期計画）策定と 2025 年に向けたスケジュール

